

## 宮城県化学物質適正管理指針について

宮城県環境生活部環境対策課  
平成20年3月28日作成  
平成30年10月26日改正  
令和5年4月3日改正

### 1. 趣旨

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）においては、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を規定した「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」（以下「化学物質管理指針」という。）が定められている。

また、事業者は化学物質管理指針に留意し、自主的な管理を行うため、化学物質管理の方針を定め、計画的な化学物質の管理を行うこととされている。

これらの事業者が行う自主的な管理の改善を促進するため、県は技術的な助言等を行うこととされていることから、化学物質管理の方針等の策定に関してのガイドラインとして宮城県化学物質適正管理指針（以下「県指針」という。）を策定し、周知・普及を図ることにより化学物質の適正管理の確保を図るものである。

### 2. 県指針の概要

本指針では、主に次のような事項を定めている。

#### 第1 目的

化学物質を適正に管理するために取り組むべき内容を定めることにより、事業者が化学物質による環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること及び化学物質の管理の状況に関する県民の理解を深めることを目的とする。

#### 第2 対象物質

化管法第2条第2項に規定する「第一種指定化学物質」（以下「第一種化学物質」という。）とする。

#### 第3 対象事業者

化管法第2条第5項に規定する「第一種指定化学物質等取扱事業者」のうち、宮城県内に工場・事業場を有する者とする。

#### 第4 化学物質の適正管理

##### (1) 化学物質の適正管理

##### 1 化学物質の管理の体系化

- ・基本方針の策定、管理計画の策定、管理計画の実施、管理状況の評価及び基本方針等の見直し、その他配慮すべき事項

##### 2 情報の収集、整理等

- ・第一種化学物質等の取扱状況の把握、取扱工程における排出の可能性の把握、新規取扱第一種化学物質等の事前評価

### 3 管理対策の実施

- ・設備の改善、設備点検の実施、第一種化学物質を含む廃棄物の管理、排出状況の監視

### 4 化学物質の使用の合理化に関する取組み

- ・環境への排出量の削減、有害性の少ない代替物質への転換

### 5 事故時の措置

- ・事故の未然防止対策、事故発生時の緊急連絡体制の整備、事故発生時の措置、事故の検証

### 6 管理組織体制の整備

- ・管理組織の設置、業務内容、適正管理のための教育・訓練、関連企業に対する支援

## 第5 リスクコミュニケーション

- ・リスクコミュニケーションの位置付け
- ・体制の整備、情報の提供等、県民の理解を促進するための人材の育成

## 第6 化学物質等管理書の記載事項

- ・基本方針、管理計画、事業所内で取り扱う第一種化学物質等、作業要領、事故の未然防止対策等、管理組織、教育・訓練 等

## 第7 第二種指定化学物質等の管理に関する事項

- ・第二種指定化学物質等の適切な管理

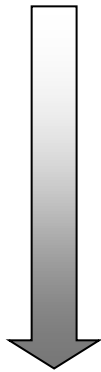
○宮城県化学物質管理指針の位置付け

【化学物質の自主的な管理の促進】

＜化学物質管理指針＞（化管法第3条）  
国が定める事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置を示した指針



＜事業者の責務＞（化管法第4条）  
化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の取扱いに係る管理を行うよう努めること



事業者が行う自主的な管理の改善のための県の支援措置



＜県による技術的助言＞

- ・宮城県化学物質適正管理指針の策定  
（化学物質管理の基本方針、管理計画等の策定に関するガイドライン）
- ・リスクコミュニケーション実施の促進

目標

＜事業者による自主管理の実施＞

- ・化学物質の自主的な管理が適切に実施される
- ・リスクコミュニケーションが積極的に実施される